

令和5年度

ICT人材育成推進企業の認定について

～ ICT施工に携わる技術者・オペレータの養成に取り組む33者を認定～

北陸地方整備局は、令和4年度に完成したICT活用工事において優秀な成績をおさめ、ICT技術の向上を目的とした講習会を実施することで人材育成に努めた企業を「令和5年度ICT人材育成推進企業」として認定しました。

○ ICT人材育成推進企業の認定について

北陸地方整備局では、ICT技術者・技能者を育成する目的から、前年度にICT活用工事の実績がある企業を対象として、当該工事の工事成績評定点が80点以上で、所定の要件を満たす内容の講習会を実施した企業を「ICT人材育成推進企業」として認定しています。

つきましては、認定されたICT人材育成推進企業をお知らせします。

○ 認定企業一覧

別添のとおり

[参考]

○ ICT活用工事とは、下記に示すICT活用における施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事。(ICTとは、Information and Communication Technology (情報通信技術)をいう。)

- ① 3次元起工測量、 ② 3次元設計データ作成、 ③ ICT建設機械による施工
④ 3次元出来形管理等の施工管理、 ⑤ 3次元データの納品

○ 講習会の要件(①～③を満たすこと)

- ① 自社職員(当該工事における下請企業も含む)を対象。ただし、他企業や発注者が参加することも可。
② 「3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品」のいずれかに関する内容の講習会である。
③ 1回あたり概ね4時間以上の講習会を2回以上開催。

配布先 管内各県記者クラブ 管内各県専門紙	(問い合わせ先)
	国土交通省北陸地方整備局 Tel 025-280-8880 企画部 技術管理課長 猿子 求(内線3311) 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 加藤 治仁(内線6291)

令和５年度 I C T人材育成推進企業として認定した企業は、下記のとおり。

【建設関係】計３２者	()内は本店等所在地
会津土建株式会社	(福島県会津若松市)
株式会社曙建設	(新潟県長岡市)
株式会社植木組	(新潟県柏崎市)
株式会社大石組	(新潟県長岡市)
大高建設株式会社	(富山県黒部市)
株式会社岡部	(富山県南砺市)
株式会社小野組	(新潟県胎内市)
小柳建設株式会社	(新潟県三条市)
株式会社加賀田組	(新潟県新潟市)
株式会社風組	(石川県白山市)
株式会社坂詰組	(新潟県阿賀野市)
新発田建設株式会社	(新潟県新発田市)
株式会社高館組	(新潟県上越市)
竹沢建設株式会社	(富山県射水市)
株式会社種村建設	(新潟県南魚沼市)
株式会社中越興業	(新潟県長岡市)
砺波工業株式会社	(富山県砺波市)
株式会社豊蔵組	(石川県金沢市)
株式会社新潟藤田組	(新潟県新潟市)
日本海建興株式会社	(富山県富山市)
畑八開発株式会社	(長野県南佐久郡佐久穂町)
株式会社廣瀬	(新潟県新潟市)
株式会社笛田組	(新潟県南魚沼市)
株式会社フクザワコーポレーション	(長野県飯山市)
株式会社福田組	(新潟県新潟市)
福田道路株式会社	(新潟県新潟市)
株式会社藤井組	(富山県南砺市)
松本土建株式会社	(長野県松本市)
株式会社丸西組	(石川県小松市)
株式会社水倉組	(新潟県新潟市)
南建設株式会社	(石川県羽咋郡志賀町)
株式会社森下組	(新潟県南魚沼郡湯沢町)
【港湾空港関係】 １者	
若築建設株式会社	(東京都目黒区)

1. 目 的

本認定は、ICT活用工事に従事する技術者の技術力向上を図るため、ICT活用工事における施工実績と、その工事における工事成績評定の結果及びICT人材育成講習会について評価を行い、ICT人材育成推進企業として認定するものである。

2. 対象工事

北陸地方整備局発注工事で、令和4年度に完成したICT活用工事のうち、工事成績評定が80点以上で下記3. ICT人材育成講習会の評価に該当する工事を対象とする。

(共同企業体が受注した工事における実績は、各構成企業の実績とする。)

3. ICT人材育成講習会の評価

ICT活用工事現場において、下記①～③の全ての条件を満たす内容の講習会をICT人材育成講習会として評価する。

- ①自社職員(当該工事における下請企業含む)を対象としていること。ただし、他企業や発注者側が参加することも可。
- ②「3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理、3次元データの納品」のいずれかに関する内容の講習会であること。
- ③1回あたり概ね4時間以上の講習会を2回以上開催すること。

4. 認定企業に対する措置及び適用期間

認定企業については、下記の措置について適用するものとし、適用期間は認定した年の8月1日から翌年の7月31日までの1年間とする。

① 総合評価落札方式等での活用

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事(※)における総合評価落札方式等の評価項目として活用する。

※：土木工事とは、建設関係の下記11工種に限る。

- | | | |
|------------------|-------------------|---------|
| ①一般土木工事 | ②アスファルト舗装工事 | ③鋼橋上部工事 |
| ④セメント・コンクリート舗装工事 | ⑤プレストレスト・コンクリート工事 | |
| ⑥法面処理工事 | ⑦河川浚渫工事 | ⑧グラウト工事 |
| ⑨杭打工事 | | |
| ⑩橋梁補修工事 | ⑪維持修繕工事 | |

【参考】『「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた北陸地方整備局の工事の入札契約について』(北陸地方整備局HPに掲載)

5. 認定企業の資格失効

有効期間内に下記の認定除外要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、ICT人材育成推進企業としての資格を失効するものとする。

- ① 北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ② その他、法令遵守違反など不適切な行為により無効とすべきと判断した場合。